

第3章 いのちと暮らしを支える生物多様性の保全

第1節 最近の動向

私たちは、長い歴史を通じて、農林漁業などにより、多くの生き物を自然からの潤沢な恵みとして享受してきた。そして、この豊かな自然を生活に潤いをもたらす大切なフィールドとして、また、人間形成においても感性を育み、心豊かにしてくれる重要な要素として大事に守り、引き継いできた。

しかしながら、人による広範な開発や地球温暖化の進行、また、人口減少等に伴う里地里山の荒廃、外来生物の侵入等の要因により、現在、生物多様性の確保は重要な課題となっている。

国においては、平成4(1992)年に「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」を制定し、平成5(1993)年には「生物多様性条約」を締結しており、以降、同条約6条に基づき、「生物多様性国家戦略」の策定・改定を行ってきた。「生物多様性国家戦略」は、平成20(2008)年に「生物多様性基本法」が制定されてからは、同法11条に基づく基本的な計画としても位置付けられている。

最近の情勢として、令和4(2022)年12月に生物多様性条約締結国会議(COP15)において、「昆明・モンテリオール生物多様性枠組」が採択され、令和12(2030)年までに生物多様性の損失を止め、回復軌道に乗せる「ネイチャーポジティブ(自然再興)」の実現、令和32(2050)年までに「自然と共生する社会」の実現を目指し、令和12(2030)年までに陸と海の30%以上を保全する30by30目標などが設定された。国においても、令和5(2023)年3月には「生物多様性国家戦略」の改定が行われ、30by30目標達成のため、民間の取組等により生物多様性の保全が図られている地域を「自然共生サイト」として認定する制度が創設されるなど、新しい世界目標の実現への対応を図ることとしている。

県では、平成25(2013)年に策定した「山口県環境基本計画(第3次計画)」の第2章第3節「いのちと暮らしを支える生物多様性の保全」を、生物多様性基本法に規定する「生物多様性地域戦略」として位置づけ、生物多様性の保全に向けた施策を推進してきたところであるが、こうした国の動きに呼応して、令和6(2024)年7月に「生物多様性やまぐち戦略」を改定し、30by30目標達成に資する取組等について新たに計画へ盛り込んだ。

また、令和6(2024)年3月には、民間団体など多様な主体による生物多様性の保全を促進するため、生物多様性地域連携促進法(平成22年法律第72号)第13条に基づく「やまぐち生物多様性センター」を設置し、推進体制を整備した。

今後はこの「やまぐち生物多様性センター」を拠点として、民間企業や自然保護団体、植物・動物など専門家が連携・協力して自然保護活動に取り組めるようにするマッチングや「自然共生サイト」の登録に必要な情報の提供、アドバイスなどを行うこととしており、こうした取組を通じて山口県における生物多様性を保全することとしている。

このほか、希少野生動植物保護対策として、平成14・15(2002・2003)年に希少種保全の基礎資料となる「レッドデータブックやまぐち」を発行し、平成30(2018)年に「山口県レッドリスト2018」を、平成31(2019)年3月に「レッドデータブックやまぐち2019」を公開するとともに、平成17(2005)年には県希少野生動植物種保護条例を制定し、令和6(2024)年3月末現在、植物2種、動物2種を指定希少種に指定している。

また、外来種が生物多様性や県民生活を脅かす大きな要因となっているため、平成30(2018)年には、外来種の侵入状況を明らかにし、県民の関心を高め、適切な行動を促すため「山口県外来種リスト」を作成した。

一方で、近年、野生鳥獣による農林業や生活環境への被害、自然生態系への影響等が深刻な状況となっており、野生鳥獣の生息数の適正化が重要な課題となっている。このため、令和4(2022)年3月に策定した「第13次鳥獣保護管理事業計画」や「第二種特定鳥獣(イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル、ツキノワグマ)管理計画」に基づき、市町や猟友会と連携し、捕獲の強化や担い手の確保・育成等の総合的な対策を講じてきた。その結果、令和5(2023)年度の農林業被害額は約3億3千8百万円と

なり、平成22(2010)年度以降最も少ない被害額となった。このように農林業被害額は減少傾向であるが、依然として高い水準にあるため、さらなる被害額の縮減に向け、効率的な取組を進めていくこととしている。

また、優れた自然環境の保全については、ジオパーク認定に取り組む市町を支援し、平成27(2015)年9月、県内で初めて美祢市全域が「Mine秋吉台ジオパーク」として、平成30(2018)年9月には、萩市、阿武町及び山口市阿東地域が「萩ジオパーク」として日本ジオパークに認定された。

瀬戸内海側では、周防大島町地家室地先で確認された、国内最大級を誇るニホンアワサングの群生地保護等を目的に、環境省が平成25(2013)年に当該群生地周辺の海域を海域公園地区に指定し、平成29(2017)年3月には当該海域に隣接する陸域を瀬戸内海国立公園区域に編入等を行った。この貴重な資源の保護と活用を目指し、令和6(2024)年1月には環境省と周防大島町が整備を進めてきた地家室園地休憩所・拠点施設が開所するなど、地域を活性化するエコツーリズムなどの取組が進められている。

今後とも、本県の豊かで美しい自然環境が維持・保全されるとともに、生物多様性の保全に配慮した様々な取組を積極的に推進していくこととしている。

第2節 生物多様性に関する現状

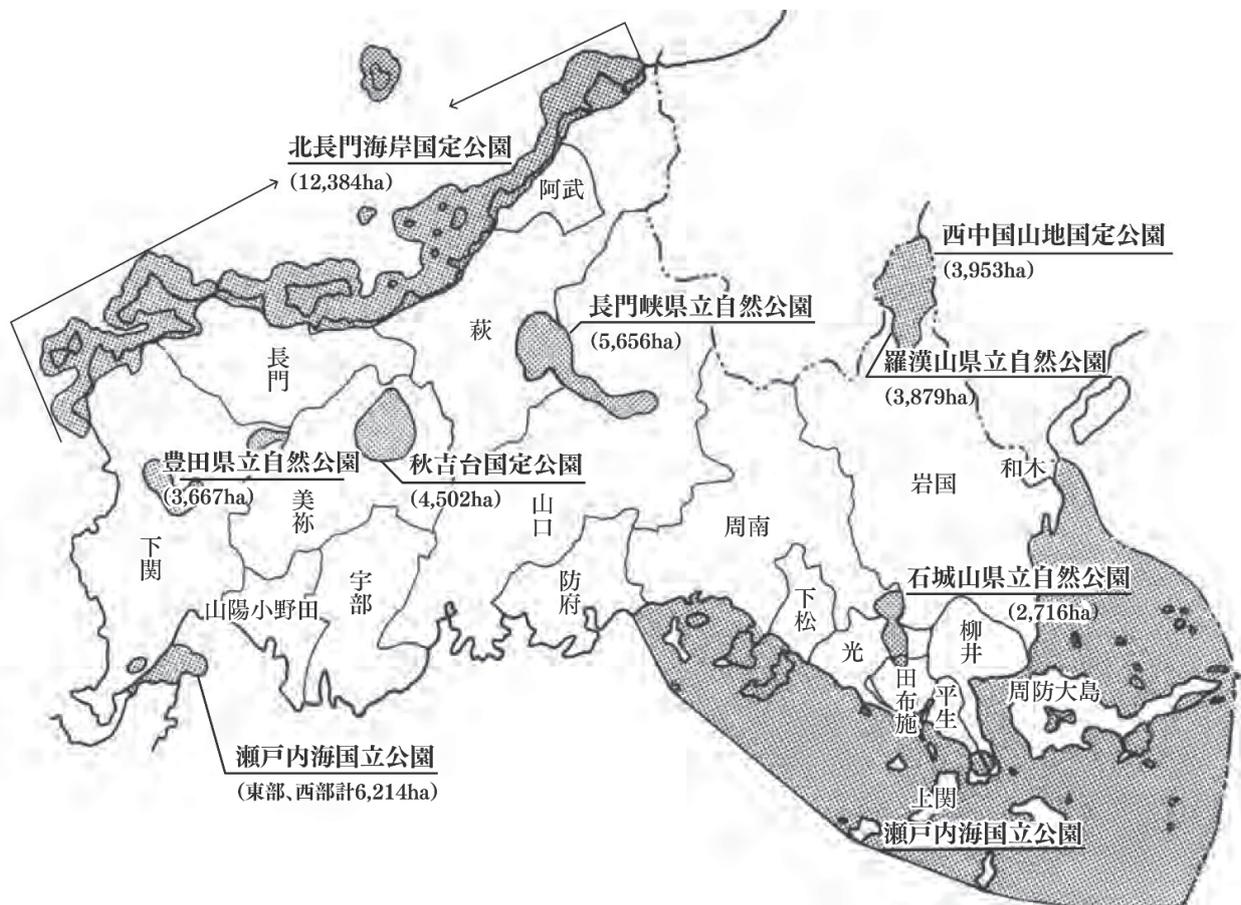
1. 自然環境

(1) 自然公園

優れた自然の景観や多様な生態系を有する良好な自然環境を保全し利用するため、瀬戸内海国立公園をはじめ、秋吉台、北長門海岸及び西中国山地の3か所の国定公園、羅漢山、石城山、長門峡及び豊田の4か所の県立自然公園が指定され、その総面積は42,971haで県土の約7%を占めている。(海域の普通地域及び海域公園地区(瀬戸内海国立公園(56.4ha)、北長門海岸国定公園(33ha))は除く。))

また、海域の貴重な動植物や景観の維持・保全を図るため、北長門海岸国定公園の萩市須佐湾地域と、瀬戸内海国立公園の周防大島町地家室沖のニホンアワサング群生地を「海域公園地区」に指定している。

図3-1 自然公園の位置図

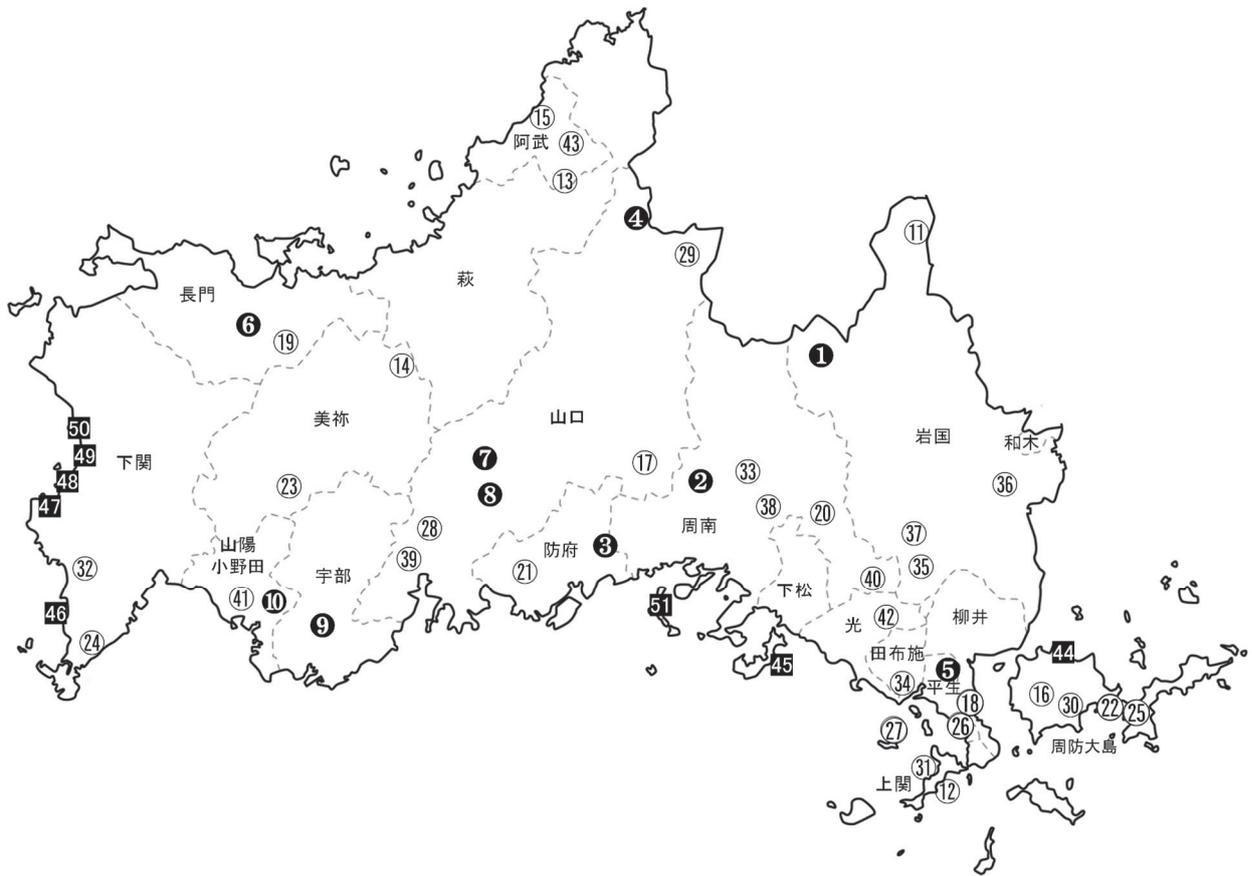


(2) 緑地環境保全地域等

山口県自然環境保全条例に基づき、森林、湖沼、溪谷等の所在する地域のうち、良好な自然環境を形成している緑地の区域等を保全するため、10か所の緑地環境保全地域を指定するとともに、植物等で住民に親しまれているもの、学術的価値のあるものなどを自然記念物として、33か所指定している。

さらに自然の状態が保たれ、海水浴、潮干狩等で身近に親しまれている自然海浜の保存と適正利用を図るため、山口県自然海浜保全地区条例に基づき、8か所の自然海浜保全地区を指定している。

図3-2 緑地環境保全地域等の位置図



● 緑地環境保全地域 (計10地域)	1. 木谷峡	2. 高瀬峡	3. 阿弥陀寺・苔谷	
	4. 十種ヶ峯	5. 般若寺	6. 大寧寺	
	7. 天花	8. 姫山	9. 霜降山	
	10. 西ヶ河内・小松尾			
○ 自然記念物 (計33箇所)	11. マンシュウボダイジュ	12. 蒲井八幡宮樹林	13. 熊田溜池のミツガシワ群落	
	14. 二反田溜池のカキツバタ群落	15. 御山神社樹林	16. 志度石神社樹林	
	17. 花尾八幡宮樹林	18. 無動寺樹林	19. 渋木八幡宮樹林	
	20. 中須八幡宮樹林	21. 玉祖神社樹林	22. 亀島ウバメガシ群落	
	23. 南原寺樹林	24. 赤間神宮紅石山樹林	25. 下田八幡宮樹林	
	26. 尾国賀茂神社樹林	27. 牛島のモクゲンジ群生地	28. 中郷八幡宮樹林	
	29. 徳佐上八幡宮樹林	30. 長尾八幡宮樹林	31. 白井田八幡宮樹林	
	32. 龍王神社樹林	33. 二俣神社樹林	34. 高松八幡宮樹林	
	35. 二井寺山極楽寺樹林	36. 椎尾八幡宮樹林	37. 楯社八幡宮樹林	
	38. 飛龍八幡宮樹林	39. 浄福寺樹林	40. 松原八幡宮樹林	
	41. 吉部田八幡宮樹林	42. 東荷神社樹林	43. ミヤマウメモドキ群落	
	■ 自然海浜保全地区 (計8地区)	44. 長浦自然海浜保全地区	45. 白浜自然海浜保全地区	46. 安岡自然海浜保全地区
		47. 室津自然海浜保全地区	48. 小串自然海浜保全地区	49. ならび松自然海浜保全地区
50. 犬鳴自然海浜保全地区		51. 刈尾自然海浜保全地区		

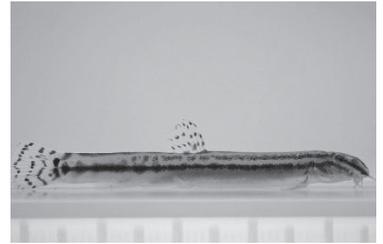
2. 希少野生動植物の保護

本県は、中央部を中国山地が走り、日本海、響灘、瀬戸内海と変化に富んだ海に開け、中国山地周辺の緑豊かな森林、多数の島や湾、砂浜や干潟など、多彩で豊かな自然に恵まれ、この自然環境の中で多くの野生動植物が生息・生育し、多様な生態系を形成している。野生動植物は、生態系の重要な構成要素であるだけでなく、自然環境の重要な一部として県民の豊かな生活に欠かすことのできないものである。

しかしながら、各種開発や里地里山の荒廃等による生息・生育環境の悪化、人による捕獲・採取、地球温暖化による気候変動や外来種の侵入等により、生態系への影響や野生動植物の個体数の減少等が懸念されている。

このため、県内に生息・生育する野生動植物の保護対策を進める上での基礎資料として、「レッドデータブックやまぐち2019」を作成・公表している。

また、県内に生息・生育する希少野生動植物種の保護を円滑に推進するため、「山口県希少野生動植物種保護条例」に基づき、平成18(2006)年3月に植物2種(キビヒトリシズカ、ホソバナコバイモ)、令和4(2022)年3月に動物2種(インドジョウ、ギフチョウ)を指定希少野生動植物種に指定している。



インドジョウ



ギフチョウ

3. 野生鳥獣の保護・管理

(1) 野生鳥獣

野生鳥獣は、自然を構成する大切な要素として自然生態系の維持に重要な役割を担うとともに、人間にとっても豊かな生活環境を形成する重要な要素である。

このため、「第13次鳥獣保護管理事業計画」(令和4(2022)年度から令和8(2026)年度までの5年間に)に基づき、鳥獣の保護のための重要な地域について、鳥獣保護区や特別保護地区として指定するとともに、狩猟鳥獣の保護増殖を図るための休猟区の指定、あるいは、銃猟に相当でない場所を特定猟具使用禁止区域(銃器)として指定をしている。

(2) 特定鳥獣

本県に生息するイノシシは、狩猟資源としてはもとより、生態系を構成する要素として重要な役割を果たしている一方で、イノシシによる農林業被害の被害額の割合が最も多く、野生鳥獣の中で深刻な被害を及ぼしている。ニホンジカは、近年、生息頭数の増加や生息域の拡大が顕著であり、農林業被害が深刻な問題となっている。

こうしたことから、令和4(2022)年3月に「第5期第二種特定鳥獣(イノシシ・ニホンジカ)管理計画」(令和9(2027)年3月31日までの5年間)を策定し、これらの鳥獣の管理を適正に行うための事業を進めている。

また、農業被害及び人的被害が顕在化しているニホンザルについても、令和4(2022)年3月に「第3期第二種特定鳥獣(ニホンザル)管理計画」を策定し、適正管理に努めている。

なお、本県に生息するツキノワグマは、西中国地域(島根県、広島県、山口県)の個体群に属し、かつては生息環境の悪化と捕獲圧の増加により絶滅が危惧されていたが、令和2(2020)年度に実施した調査では、生息数及び分布域ともに安定的な状態であった。

一方で、近年、人家や農地周辺への出没も増加していることから、令和4(2022)年3月に人との棲み分けに重点を置いた「第二種特定鳥獣(ツキノワグマ)管理計画」を策定した。

【第二種特定鳥獣管理計画の概要】

〈イノシシ〉

計画区域：山口県全域

目 標：農林作物への被害額を管理目標とし、当面の管理目標として、被害額が過去最高となった平成 22(2010)年度の3億7千万円の半分以下となるよう捕獲目標頭数を年間2万2千頭以上とする。

〈ニホンジカ〉

計画区域：山口県全域

目 標：管理目標（計画終期に17,000頭）を達成するため、9,000頭を目安に、毎年度実施する調査での推定生息数等に基づき、当該年度の捕獲目標頭数を設定する。

〈ニホンザル〉

計画区域：山口県全域

目 標：人身被害及び生活環境被害の根絶、農業被害の低減するため、被害防除対策を強化するとともに、効果的な捕獲を行い、加害群の加害レベルの低減を図る。

〈ツキノワグマ〉

計画区域：山口県全域

目 標：人身被害の回避及び農林作物等の被害軽減と地域個体群の安定的な存続の両立を図る。

4. 地域固有の自然資源の保全・活用

日本最大級のカルスト台地である秋吉台などが、地質学的に貴重な資源であること、その保全と活用に住民が一体となって取り組んできたことが評価され、県内で初めて平成27(2015)年9月4日に「Mine秋吉台ジオパーク」が日本ジオパークに認定されている。

また、北長門海岸国定公園と長門峡県立自然公園の指定区域がある萩市、阿武町及び山口市阿東地域においても、マグマ活動によって作られた地形や多くの地域住民が取り組んでいる保全、教育活動などが評価され、平成30(2018)年9月20日に「萩ジオパーク」として日本ジオパークに認定されたところであり、年間を通じて、自然の営み、地域文化の背景にある大地と人の関わりを案内するジオツアーが実施されている。

瀬戸内海側においては、周防大島町地家室地先で確認された国内最大級を誇るニホンアワサングの群生地を望む地に、令和6(2024)年1月に環境省と周防大島町が地家室園地休憩所・拠点施設を開所した。当施設には、休憩所のほかにニホンアワサングの水槽展示室、地域活動等に使用できる多目的室などが設けられ、自然体験、都市と地域の交流、環境保全学習の拠点として、地域資源を活用した取組が進められている。

第3節 県取組

1. 豊かな生物多様性の保全と再生に向けた取組の推進

(1) 優れた自然環境の保全

ア 自然公園等地域指定による保全

自然公園には、優れた自然の風景地が多く存在するとともに、野生生物が数多く生息・生育しており、これらの貴重な自然環境を保全するため、自然の重要性に応じて、特別地域や普通地域等に区分し、それぞれの区分ごとに必要な規制を設けている。

また、自然公園を保全するとともに適正な利用を指導するため、山口県自然公園管理員、山口県自然公園指導員及び環境省所管自然公園指導員が配置されている。

秋吉台国定公園の「秋吉台地下水系」は、地下水系や洞窟内に棲息する貴重な動物などが評価され、国内の地下水系としては初めて平成17(2005)年11月8日にラムサール条約湿地に登録されている。

イ 緑地環境保全地域指定等による保全

木谷峡や十種ヶ峰をはじめ、良好な自然環境を形成している10か所の緑地環境保全地域においては、市街地からも近く、県民の憩いの場としても広く利用されており、すぐれた自然を適正に保全するため、開発行為等について届出制により必要な規制と調整を図っている。

また、これらの地域には山口県自然保護指導員をそれぞれ配置し、動植物等の捕獲・採取の取締、ごみ処理、火災予防等の指導を行っている。

ウ 自然景観の維持

県を代表する自然公園である秋吉台国定公園では、カルスト草原景観を維持するため、毎年2月に地元美祢市や住民などで組織される協議会を中心に秋吉台の「山焼き」を実施している。

(2) 希少野生動植物の保護

平成14(2002)年3月に「レッドデータブックやまぐち」を作成(陸・淡水産貝類のみ平成15(2003)年3月作成)したところであるが、作成から多くの年数が経過し、県内の野生動植物を取り巻く環境が大きく変化していることを受け、平成30(2018)年3月に「山口県レッドリスト2018」を公開したほか、このレッドリストに掲載された種の生息状況等を解説した改訂版の「レッドデータブックやまぐち2019」を平成31(2019)年3月に公表した。

また、「山口県希少野生動植物種保護条例」に基づき、指定希少野生動植物種の植物2種(キビヒトリシズカ、ホソバナコバイモ)及び動物2種(イシドジョウ、ギフチョウ)の採取等を禁止している。

希少野生動植物種の保護については、今後も、学識経験者等で構成する「山口県希少野生動植物保護対策検討委員会」の委員等による調査等を行い、必要があれば、県民等の意見を踏まえ、新たな指定等を行うこととしている。

なお、希少野生動植物の保護対策に当たっては、幅広い県民との協働が不可欠なため、平成17(2005)年から保護に熱意を有する県民等を希少野生動植物種保護支援員として登録するとともに、情報提供や研修の実施等による活動支援を行っている。(令和6(2024)年3月末登録者数1,310人)

(3) 野生鳥獣の保護・管理

表3-1 鳥獣保護区等指定状況 (R6.3月末現在)

区 域	箇所数	面積(ha)
鳥獣保護区	82	52,138
特別保護地区	32	1,664
休猟区	9	17,176
特定猟具使用禁止区域(銃器)	62	80,895
猟区	1	13,811
くくりわな架設禁止区域	1	7,832
鉛製銃弾使用禁止区域	1	85

ア 野生鳥獣の保護

令和5(2023)年度は、鳥獣保護区10箇所(更新10箇所)、特別保護地区4箇所(再指定4箇所)を指定するとともに、休猟区4箇所、特定猟具使用禁止区域(銃器)5箇所(継続指定5箇所)を指定している。

引き続き、令和4(2022)年3月に策定した「第13次鳥獣保護管理事業計画」に基づき、総合的な鳥獣保護施策を推進している。

イ 特定鳥獣(イノシシ・ニホンジカ)の管理

令和4(2022)年3月に策定した「第5期第二種特定鳥獣(イノシシ・ニホンジカ)管理計画」(令和9(2027)年3月31日までの5年間)に基づき、市町や猟友会と連携し、狩猟免許取得経費の助成や、銃猟免許新規取得者の実地訓練等への支援など捕獲の担い手の確保・育成を進めるとともに、イノシシの捕獲の推進や、シカについては、県が事業主体となった指定管理鳥獣捕獲等事業や近隣市町が連携した広域一斉捕獲など捕獲の強化に取り組んでいる。この結果、野生鳥獣による農林業被害額は令和5(2023)年度には約3億3千8百万円に減少している。

(4) 外来種対策の推進

本県に生息する野生動植物の中には、海外などから持ち込まれた外来種が数多く存在し、これらの中には、生態系や人の生命・身体、農林水産業などに被害を及ぼすおそれのある特定外来生物が含まれている。

こうした中、県内への外来種の侵入状況を明らかにし、様々な主体が行う外来種対策の基礎資料とするとともに、県民の外来種問題への関心を高め、適切な行動を促すためのツールとして、平成30(2018)年3月に「山口県外来種リスト」を作成・公表し普及啓発を行っている。

特に、特定外来生物であるアライグマとヌートリアについては、県内に定着し農林水産業等に多大な被害を及ぼしていることから、令和3(2021)年4月に外来生物法に基づく「防除実施計画」を策定し、市町が行う防除を支援している。

また、他の特定外来生物が発見された場合は、国や市町と連携し、生息・生育状況等を把握した上で早期の防除を行うほか、引き続き、外来生物被害予防3原則である「入れない」「拡げない」「捨てない」の普及と防除の両面から外来種対策に取り組んでいる。

(5) 豊かな森林づくりの推進

ア 緑化運動の推進

森林や身近な空間にある緑は、人々の生活に安らぎと潤いを与え、快適で住みやすい環境づくりに欠かせないものである。このため、市町や関係団体などと連携を図りながら、緑化運動を推進しており、緑化功労者表彰や緑化関係コンクールなど、緑化の重要性をPRするための取組を展開している。

イ 水源かん養機能を発揮できる多様な森林整備

(ア) 育成複層林等の整備

森林の持つ水資源のかん養機能を高度に発揮させるため、育成複層林の整備を推進し、平成17(2005)年度からは、やまぐち森林づくり県民税を活用し、荒廃した森林の機能回復を図るなど健全で多様な森林づくりに努めている。

令和5(2023)年度は、40haの育成複層林の整備を行っている。

(4) 自主的な森林づくり活動の促進

水源かん養機能について理解を深めてもらうとともに、企業の自主的な森林づくり活動を促進するため、利水企業を中心とした県内企業のボランティアによる除伐や竹の伐採などの活動を支援している。令和5(2023)年度は県下5地区において81社、557名の参加により、約4.2haの森林が整備されている。

(6) 里山・里海の保全・再生

ア 里山保全活動の推進

里山を活用した農山村と都市との交流や県民の森林づくり活動への参画を促進するため、やまぐち森林づくり県民税を活用し、森林ボランティア団体等が行う森林整備活動や森林環境教育等を支援している。

イ 藻場・干潟等の保全活動の促進

近年、漁業者の減少等による管理能力の低下に加え、地球温暖化等の自然環境の変化により藻場・干潟の本来有する機能が低下している。このため、平成21(2009)年度から藻場・干潟保全活動を行う活動組織を支援する事業(平成28(2016)年度からは水産多面的機能発揮対策事業、沿岸域環境改善支援事業により継続実施)を活用し、県内の保全活動を促進している。

(7) 身近な緑の保全・創出

ア 都市公園等の整備

安定成熟した都市型社会における住民の価値観の多様化等に対応し、安全で快適かつ機能的な都市生活を確保するため、都市の緑を提供する場として、またスポーツやレクリエーション、文化活動さらに、災害時の避難などの多様なオープンスペースとして、都市公園を計画的に整備することが、重要な課題となっている。

県では、国の諸施策に基づき、計画的整備を進めた結果、昭和46(1971)年度末では3.0㎡であった都市計画区域内住民1人当たりの都市公園等面積は、令和5(2023)年度末には16.8㎡と拡大している。

今後は、緑のオープンスペースを確保しつつ、ユニバーサルデザインにも配慮した既存公園の質的向上を引き続き進める。

表3-2 県立都市公園整備事業の状況

(R6.3月末現在)

公園名	種別	場所	計画面積 (ha)	開設面積 (ha)
亀山公園	総合	山口市	11.7	9.2 (4.9)
維新百年記念公園	広域	山口市	67.0	43.5
山口きらら博記念公園	広域	山口市	130.3	130.3
片添ヶ浜海浜公園	広域	周防大島町	33.9	30.5
萩ウェルネスパーク	運動	萩市	18.6	18.6

注) () 内は、市営公園での開設面積で内数

イ 緑地協定制度等の活用

近年、都市への人口や諸機能の集中により、やすらぎやうるおい、自然とのふれあいなど心の豊かさを求める住民ニーズが高まっており、都市における緑とオープンスペースの整備・管理が重要な課題となっている。

緑地協定は、市民が主体的に、地域における緑豊かな生活環境を創るために、緑化又は緑地に関する事項について定めるものとして、都市緑地法に基づいて設けられた制度である。県では、この制度により、令和4(2022)年度末時点で、下関市(0.52ha)、山口市(34.2ha)、防府市(2.1ha)、岩国市(0.8ha)、周南市(12.0ha)及び山陽小野田市(1.8ha)において、市が緑地協定を認可しており、緑化の推進、緑地の保全を図っている。

ウ ふるさとの緑の保全

風致地区は、樹林地、溪谷、水辺、池等を主体とする自然的要素に富んだ土地を対象として定められており、現在、下関市、宇部市、山口市、岩国市及び山陽小野田市において、20地区が指定されている。

また、特別緑地保全地区は、都市計画区域内における良好な自然環境を有する緑地において、建築行為など一定の行為を制限することにより、その環境を保全することを目的として定める地区であり、現在、宇部市において1地区が指定されている。

今後とも、必要に応じて風致地区、特別緑地保全地区等の指定により、身近なふるさとの緑を保全するとともに、里山の雑木林や鎮守の森などを、地域ぐるみの参加によって保全、整備し、良好な都市環境の整備を図ることとしている。

エ 道路緑地の整備

交通量の大幅な増大や急激な都市化は、緑を減少させ、自然環境はもとより、生活環境も悪化させている。緑を取り戻す方策として、市街地幹線道路には植樹帯を設け、歩道には植樹を施し、道路を含めた生活環境の改善を図っている。令和5(2023)年4月時点の道路緑地の整備状況は、延長287.8kmである。

今後も、道路緑地空間の適切な管理により、美しく親しみとうるおいのある道路景観を創造することとしている。

(8) 水質（清流）の保全

各主体の連携・協働による河川や海の保全活動等の促進、地域の実情に応じた生活排水対策の推進等により、水質の浄化や維持に関する取組を進めている。

(第4章第2節の2、第6章の3を参照)

(9) 森・里・川・海を育む流域づくりの推進

ア やまぐちの豊かな流域づくりの推進

県では、上流の森林から、中流域の農地・市街地、下流域の干潟や海に至るまでの流域全体を捉え、平成15(2003)年3月、榎野川流域をモデルに「やまぐちの豊かな流域づくり構想」を策定し、流域に関わる全ての主体が協働・連携して、流域づくりを進め、『森・里・川・海を育み、また、森・里・川・海に生まれながら、ふるさとの川でつながる循環共生型社会を目指す』こととしている。

また、この取組を他流域にも広め、地域の実情に応じた特色ある地域づくりを進めることとしている。

(7) 上流域（源流の森づくり）

榎野川流域では、荒廃森林の整備や自然観察会等の森林ボランティア活動などが行われており、森林の整備を通じて地域の活性化、里山の再生等を図るとともに、水資源確保に繋がることが期待されている。

(4) 中流域（魚道の整備）

榎野川は、治水・利水を目的とした堰や床止工等の横断工作物が数多く設置されており、魚や水生生物の遡上及び降下に対して少なからぬ影響を与えている。

また、榎野川以外の河川においても、昔に作られた護岸や堰には、生き物に配慮すべき改善箇所が多く存在する。

そこで、平成19(2007)年に学識者、漁協、県関係部局により「水辺の小わざ」の本を刊行し、小規模でありながらもその水辺にふさわしい効率的な改善策を様々な視点で工夫する、山口県独自の取組を行っている。

(ウ) 下流域（山口湾の干潟・藻場の再生）

榎野川が注ぎ込む山口湾は、かつて宝の海といわれていたが、近年では、アサリや魚類が激減し、生息する鳥類も減少するなど、漁業や生態系の面からも好ましくない状況となっていた。

そのため、平成16(2004)年に産学官民からなる「榎野川河口域・干潟自然再生協議会」を設立し、干潟の詳細調査や実証試験を行い、干潟再生手法の検討等を行ってきた。その結果、実証試験区では干潟再生の指標としているアサリが漁獲サイズまで成長するなどの成果を得ている。



山口湾における里海再生活動

平成24(2012)年度からは、企業の協賛や国の補助金を活用してきたが、平成30(2018)年度からは、募金やファンクラブの運用を開始し、山口湾や榎野川流域における持続可能な再生活動に取り組んでいる。

なお、榎野川河口域・干潟自然再生協議会の取組は以下のURLで紹介している。

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/41/20713.html>



イ 豊かな漁場の維持を図るための総合的な取組

(7) 広葉樹等の植樹活動の促進

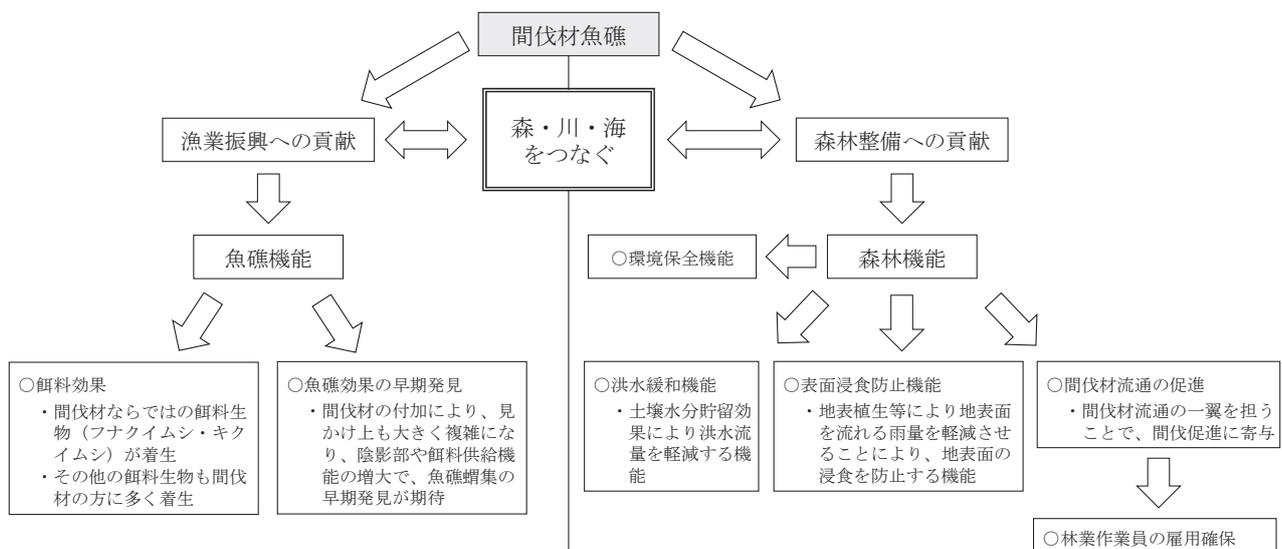
広葉樹植栽等の森林整備の促進は、豊かな漁場の維持・形成に繋がることから、林業関係者と漁業関係者が連携した森林づくり活動へ指導者の派遣などを行っている。

なお、令和5(2023)年度は、15haの広葉樹の造林を行っている。

(4) 間伐材を利用した漁場整備

「森・川・海」の連携を基本理念として、魚類の蛸集に効果の高い「間伐材魚礁」を漁場整備事業に積極的に活用することにより、漁業振興を図るとともに森林整備にも寄与することとしている。

図3-3 間伐材魚礁の概念図



(10) 天然記念物の保護・管理

学術上価値の高い動植物及び地質・鉱物並びにそれらに富む区域は、国、県、市町で天然記念物として文化財に指定し、保護を図っている。採取、捕獲及び開発工事等、現状を変更する行為や保存に影響を及ぼす行為を行う場合には、文化庁長官等の許可が必要となっており、許可条件として天然記念物に影響の少ない計画や工法が求められる。

また、地域の人々と天然記念物との新たな共生関係を創出する天然記念物再生事業や文化財保護管理指導員によるパトロール事業などによって保存を図っている。

(11) 気候変動対策の推進

気候変動による生物多様性への影響緩和に向け、「山口県地球温暖化対策実行計画（第2次計画改定版）」に基づき、県民、事業者、大学・研究機関、行政等の主体的な取組のもと、気候変動対策に取り組んでいる。（第1章を参照）

2. 生物多様性に配慮した社会経済活動の推進

(1) 環境負荷低減事業活動の推進（循環型農業）等

令和5（2023）年3月に策定した「山口県農林水産業環境負荷低減事業活動の促進に関する基本的な計画」に基づき、これまでも取り組んできた土づくり、化学肥料・化学農薬の使用削減の取組を一体的に行う事業活動や、温室効果ガスの排出量の削減に資する事業活動などの取組を引き続き推進しており、具体的な取組例は次のとおりである。

- 堆肥等有機質資材の適正施用技術による土づくり
- 定期的な土壌診断の実施と診断結果に基づく土づくりや有機質肥料、肥効調節型肥料の施用など化学肥料低減技術の導入
- 天敵を含む生物農薬、フェロモン剤の利用、土壌還元消毒等による化学農薬低減技術などの総合防除（IPM）手法の導入
- ヒートポンプ、環境制御装置、遮熱資材の導入
- 水田での秋耕等の実践 など



環境に配慮した農業

また、家畜排せつ物の農地還元や、中山間地域の農地の有効活用を図るため、遊休農地に牛を放牧する山口型放牧の更なる普及・拡大に取り組んでいる。

令和5（2023）年度の放牧面積は304ha（184か所）、放牧牛延べ1,055頭である。

(2) 開発事業等における配慮

ア 農村地域

(7) 農用地

農村の自然環境を保全するためには、農地・農業用水等の地域資源を適切に保全管理する必要がある。

このため、遊休農地の保全管理、生態系及び水質保全、景観形成等の活動さらに環境負荷低減に向けた営農の実施による農用地等の保全と活用を進めている。

(4) ため池や農業用水路

本県には、約7,600か所（全国第5位）のため池があり、これらのため池を保全するためには、施設の適切な維持管理が必要である。

また、ため池や農業用水路は、多様な生態系を育てるとともに自然環境とのふれあいの場としての機能を有している。これらの整備にあたっては地域住民や有識者の意見を反映させつつ、自然環境に配慮した、バランスのとれた整備に努めている。

イ 道路

道路事業の着手に当たっては、「環境チェックリスト」により環境に関する諸状況のチェックを行い、必要に応じて適切な対策を講じた上で事業を実施している。特に、大規模な道路改築事業については、設計段階から猛禽類等の希少動植物を現地調査し、影響を最小限とする適切なルートの選定や繁殖期を避ける施工時期などの検討を行っている。

工事の実施に当たっては、沈砂池の設置や低騒音型機械の使用など、野生動植物への影響を考慮した対策に努めている。

ウ 河川環境

(ア) 河川

河川の改修にあたっては、水生生物が棲みやすいように瀬や淵を残し、併せて自然石や自然の川岸を活かし、美しい自然環境を保全あるいは創出する「多自然川づくり」を広く取り入れ、県民に親しまれ、子ども達が身近に感じるような河川整備を進めている。

(イ) ダム

近年、自然環境、レクリエーション等に対する県民の要望が高まる中で、ダム、ダム湖及びその周辺地域は、水と緑のオープンスペースとして、その利活用の推進、自然環境の保全等に努めている。

(ロ) 溪流

県内には、これまで幾度となく土石流災害が発生し、地域住民に脅威を与えてきた溪流が多数存在するため、土石流対策施設の整備を促進する必要がある。一方、これらの溪流には、景観や生態系等自然環境が優れているものも多く存在し、人々の憩いの場ともなっている。

このため、県では県内を11水系・地域に区分して、自然環境・景観及び溪流の利用に配慮した「溪流環境整備計画」を策定し、環境に配慮した適切な砂防事業を実施している。

エ 海岸・漁港等

経済社会の発展に伴い、生活環境を向上し、豊かさを実感できる社会を創造するための基盤整備が強く求められている。

海岸の整備は、生態系や景観等に配慮した工事を行うとともに、階段式護岸や養浜など、親水空間や干潟の浄化機能等を付加した整備を行っている。

また、港湾においては、住民に親しまれるうるおい豊かな生活空間の創造を目指し、公園や広場、遊歩道、散策や釣りなどのできる親水護岸など快適なウォーターフロントを形成する核として、港湾緑地等を整備している。

漁港地域においては、環境向上に必要な施設を整備するとともに、景観の保持、美化を図り、快適で潤いのある漁港の環境をつくることを目的として、これまで漁港環境整備事業及び漁港海岸環境整備事業を47地区において実施している。

オ 都市

生物多様性の確保には、都市計画区域マスタープランや緑の基本計画に基づき、緑地や水辺を適切に配置し、生態系ネットワークの形成を図る必要がある。

具体的には、都市公園整備事業等により緑地の保全を図るとともに、自然的環境を創出することにより、水と緑のネットワークの形成に努めている。

3. 行動できる人材の養成と多様な主体の取組の促進

(1) 普及啓発と多様な主体の取組の促進

生物多様性の重要性を県民と共有するためには、県民一人ひとりが自然のすばらしさなどを体験し、自然の大切さを理解することが重要である。

このため、愛鳥モデル校の指定や愛鳥週間ポスターの募集・表彰、探鳥会、環境学習推進センターやきらら浜自然観察公園などでの自然体験学習、山口県緑の少年隊等交歓大会の開催など、様々な機会を活用し、多様な自然との出会いやふれあい活動、自然が持つ働きの学習を進めている。

また、県内で自然環境を保全・活用している団体や個人が設立した「やまぐち自然共生ネットワーク」によるリレーミーティングの実施や、自然とふれあう行事等をWebサイトで紹介するなど、自然保護への関心を高めるとともに、多様な主体による取組の促進に努めている。

さらに、希少野生動植物種の保護に熱意を有する県民を「希少野生動植物種保護支援員」として登録し、自然とのふれあい活動などの情報提供を行うほか、研修等の実施により、自然保護活動に主体的に取り組む人材を育成している。

今後、自然保護活動団体等と連携し、これまで継続してきた活動等の積極的な展開を図り、自然保護への関心をさらに高める取組を進めていくとともに、行動できる人材の育成に努めていく。

(2) 自然と人とのふれあいの確保

自然公園の優れた風景や中国自然歩道沿線の豊かな自然環境等を広く県民が快適に利用できるよう、自然公園施設整備計画に基づき、自然公園施設や県内延長402kmの中国自然歩道の整備を行うとともに、その利用促進に努めている。

表3-3 自然公園施設整備状況及び計画

公園名	施設名	所在地	内容	整備年度
北長門海岸国定公園	虎ヶ崎園地	萩市	案内板改修	R5
北長門海岸国定公園	龍宮の潮吹園地	長門市	展望施設等改修	R6～R9

※令和10(2028)年度以降の計画は令和9(2027)年度に策定する。

表3-4 山口県自然公園等利用者数

(単位：千人)

公園名	H30	R1	R2	R3	R4
瀬戸内海国立公園	1,414	1,363	765	775	998
国立公園小計	1,414	1,363	765	775	998
西中国山地国定公園	43	44	45	41	35
北長門海岸国定公園	2,876	2,762	1,514	1,442	1,789
秋吉台国定公園	895	932	533	555	628
国定公園小計	3,814	3,738	2,092	2,038	2,452
羅漢山県立自然公園	30	32	21	19	12
石城山県立自然公園	105	110	63	96	33
長門峡県立自然公園	474	660	599	603	634
豊田県立自然公園	59	62	74	67	90
県立自然公園小計	668	864	757	785	769
合計	5,896	5,965	3,614	3,598	4,219

(3) 地域固有の自然資源を保全しながら活用する持続可能な地域づくりの推進

平成20(2008)年4月に施行された「エコツーリズム推進法」に沿って、自然公園がある市町を中心にエコツーリズムが推進されている。

本年度も県下の市町や地域における取組に対して積極的に情報提供や人材育成等を行い、地域の推進体制の確立等に努めることとしている。

(4) 生物多様性に関する環境学習・環境教育の推進

環境学習推進センターで実施する環境学習等において、生物多様性を保全することの重要性を啓発し、県民の生物多様性への理解の促進を図っている。

(第5章を参照)

コラム

ニホンアワサング群生地を望む
地家室（じかむろ）園地拠点施設がオープン

国内最大級のニホンアワサングの群生地がある瀬戸内海国立公園の海域公園地区を望む海岸沿いに、環境省と周防大島町が整備を進めてきた拠点施設が令和6(2024)年1月に開所しました。

施設内には、ニホンアワサングを飼育する水槽や瀬戸内海の魅力ある自然を紹介するパネルが展示されており、町では自然体験、都市と地域の交流、環境保全学習の拠点として活用していくこととしています。

ぜひ、瀬戸内海の多島美を満喫しながら、周防大島の自然に触れ合い、当施設を訪れてみませんか。



地家室園地全景



ニホンアワサングの展示



屋外学習広場から眺める瀬戸内海の夕日

[開館時間] 午前9時～午後5時

[休館日] 毎週水曜日（※祝日の場合は翌日）、12月29日～1月3日

[入館料] 無料

[駐車場] 22台

[所在地] 周防大島町地家室709番地4

（「道の駅サザンセットうわ」から車で約15分）